



2022年11月22日

一般財団法人 日本 G&M 文化財団

2023 年度 奨学金制度説明書

奨学金概要

- 1 給付金額： 月 5 万円（A コース）、月 3 万円（B コース）
- 2 給付対象期間： 2023 年 4 月から 2024 年 3 月の 12 か月間（次年度の更新可能）
- 3 給付方法 銀行振込（毎月振込）

応募資格

・A コース：日本国内の神学校や大学神学部等で、キリスト教会の教職者育成課程に在籍中の者・もしくは編入予定の者（修業年数の内、卒業年度含む最大 2 年間受給可能）

・B コース：日本国内の神学校や大学神学部等で、キリスト教会の教職者育成課程に入学予定の者（最大 3 年間受給可能）

* A・B ともに、明確な召命観を持ち福音宣教・教会牧会に情熱がある者

注：通信教育課程、夜間学部生、別科生、選科生、又は聴講生等フルタイムの学生でない者及び

海外からの留学生は除く（海外留学生のうち、卒業後の教職者活動を日本国内の教会で実施予定の者は応募可）



- ・当財団の理念に共感し、その活動を支援することを望む者

- ・2023 年 4 月 1 日時点で、40 歳以下である者（若年層支援のため）

- ・経済的支援を必要とする者

- ・他の奨学金との併用について（日本学生支援機構を含む）

（併用とは、当財団の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給すること）

- ・給付型奨学金：併用可

- ・貸与型奨学金：併用可

- ・国の修学支援制度による授業料減免：併用可

- ・在学校・進学予定校独自の制度のうち現金が給付されるのではなく、学納金が実際に

減額または免除される制度：併用可

* 授業料以外の、その他学納金（学生寮滞在費など、所属学校に振り込む必要のある費用）に当

奨学金を充てることもできます。

募集概要

1 次選考 書類

2 次選考 面接

今年度最終採用人数 2 名



応募方法

1 次選考

当財団ホームページ上にて申請書一式をダウンロードしてください。

応募窓口にてメールで記入済みファイルを送信、もしくは郵送してください。

注：2023 年 1 月 18 日（水）必着、郵便の場合は期日に余裕を持って発送してください。

2023 年 1 月 23 日（火）までに選考結果（採否）の通知メールを送信いたします。

2 次選考

面接を実施します（対面もしくは Zoom による面談）

面接候補日：2023 年 2 月 6 日（月）—17 日（月）

2023 年 2 月 24 日（金）までに選考結果（採否）の通知メールを送信いたします。

採用者の手続き

（1）振り込み先情報

奨学金の振込先：金融機関口座情報（本人名義に限る）を当財団の指定する方法により指定する

期日までに届け出てください。

（2）確認書（誓約事項及び同意事項）

記載事項を確認し、本人が署名のうえ、指定する期日までに当財団事務局宛てに郵送してください。



奨学生としての義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在学証明書を別途定める期日までに提出すること

(2) 奨学生に在学中、および卒業後に求める課題を履行すること（別紙参照）

(3) 下記の場合、速やかに所定の方法により当財団へ届け出ること

①休学するとき

②復学するとき

③神学校・大学より停学処分を受けたとき

④学籍を失ったとき

⑤原級にとどまったとき

⑥他の神学校若しくは大学に転学・編入学すること、又は他の学部へ転学部（科）することが決まったとき

⑦当財団の奨学金受給を辞退するとき

⑧他の給付型奨学金を受給することが決まったとき

⑨当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき



奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき
- ② 奨学生の義務（１）の提出義務を適切に果たさなかったとき
- ③ 奨学生の義務（２）を正当な理由なく怠ったとき

奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 学籍を失ったとき、ただし、他校の教職者育成課程への転学・編入学を除く
- ③ 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により原級にとどまったとき
- ④ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑤ 併用を認めていない他の給付型奨学金を受給した事実が判明したとき
- ⑥ 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- ⑦ 正当な理由なく、奨学生の義務（１）の提出義務を継続して果たさなかったとき
- ⑧ 正当な理由なく、奨学生の義務（２）の課題を継続して果たさなかったとき



- ⑨ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑩ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑪ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用、及び当財団が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には使用いたしません。採用者については、在籍校もしくは出身校、および所属教会に連絡いたします。なお、応募書類等は返却いたしませんのでご承知おきください。

問合せ情報

一般財団法人 日本 G&M 文化財団 奨学金事務局

〒163-0445 東京都新宿区西新宿 2 丁目 1-1 新宿三井ビル 4507

TEL : 03-5989-0301 FAX : 03-5989-0308

Email : info*graceandmercyjapan.org (*を@に変えて入力してください。)